

桂川町保育料基準額表（1号：教育認定）

平成29年4月1日改正（単位：円）

階層区分（市町村民税等による定義）			利用者負担額 （月額）
1	生活保護世帯		0
2	1	市町村民税非課税世帯 （所得割非課税世帯含む）	（ひとり親等の世帯） 0
	2		（ひとり親等の世帯以外の世帯） 2,250
3	1	市町村民税額77,100円以下 の世帯	（ひとり親等の世帯） 3,000
	2		（ひとり親等の世帯以外の世帯） 12,070
4	市町村民税所得割額 77,101円以上 211,200円以下		15,370
5	市町村民税所得割額 211,201円以上		19,270

※4月から8月までの保育料は前年度の市町村民税、9月から3月までの保育料は当年度の市町村民税に基づき決定しますので、年度途中で保育料が変わる場合があります。

※幼稚園の年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもは第1子で全額、その下の子は第2子で半額（10円未満切り捨て）、第3子以降は無料となります。

※第2、第3階層は上の子の年齢にかかわらず、きょうだい児の扱いとします。また、第3階層でひとり親等の世帯の第2子以降は無料となります。

※新制度に移行しない幼稚園の保育料は、各幼稚園が定める保育料で、就園奨励費補助金も継続されます。

※桂川町立桂川幼稚園の保育料は次のとおりとなります。

入園料…年額2,000円

授業料…月額4,000円

